

**【重点分野－3】国際労働機関（ILO）  
「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」  
に関する条約の早期批准に向けた取り組みについて**

I. はじめに

国際労働機関（ILO）は、2019年6月21日、スイス・ジュネーブで開催された第108回総会において、「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に関する条約（第190号）および勧告（第206号）を採択した。

国内においては、2019年5月29日にハラスメント対策の強化を含む「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、「ハラスメント対策関連法」）が成立し、2020年6月1日から順次施行される予定である。

連合は、ハラスメントのない社会の実現に向けて、日本政府に対して、ハラスメント行為そのものを禁止する規定を含めた対策のさらなる強化とともに、第190号条約の早期批准を求め、以下の取り組みを進める。

II. 現状と課題

1. 世界の動向

セクシュアル・ハラスメントの被害を告発する#MeToo運動など、世界各地でハラスメントの根絶が求められている。そのような中、ILO創立100周年の記念総会において、ハラスメントに特化した初めての国際条約が、政府、労働者・使用者の団体の圧倒的多数の賛成を得て採択されたことは、歴史的な成果である。

条約採択を受けて、連合が加盟する国際労働組合総連合（ITUC）は、広範な国の条約批准をめざして、「暴力とハラスメントのない仕事の世界に向けて第190号条約の批准を」キャンペーンを展開している。

また、2020年1月に欧州委員会は、EU加盟国に対して第190号条約を国レベルで批准するプロセスを進めるべきとする理事会決定の提案を採択した。2019年12月には、ウルグアイが第190号条約の批准をいち早く議会で採択している。

2. 日本政府の対応

連合は、この間、日本政府に条約支持と国内法整備を求めて、労働政策審議会や国会等での対応を行うとともに、連携団体と協力し、メディアへの情報発信や街宣行動などを通じて世論喚起を行ってきた。

その結果、2019年5月にパワー・ハラスメントの防止措置を含めたハラスメント対策関連法が成立し、条約支持を求める附帯決議が付され、2019年のILO総会において、日本政府が条約・勧告を支持する背景となった。

しかし、日本政府は、「強制労働の廃止に関する条約（第105号）」と「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（第111号）」といった、ILOが労働に関する最低限の基準を定めた「中核的労働基準」ですら未だに批准していない中、第190号条約の批准についても、消極的な姿勢を見せている。

第190号条約が求める国内法整備の面で依然課題が多く、ハラスメント対策関連

法の附帯決議が求める「禁止規定の法制化」の検討も未だに行われていない。

### 3. 条約批准のプロセス

条約成立後、各加盟国は、総会会期終了から12カ月（特別の場合は18カ月）以内に国会等の権限のある機関に条約を提出し、批准の同意の有無について、ILO事務局長に報告しなければならない（ILO憲章第19条）。

日本政府は、期限となる2020年6月21日までに、第190号条約に関する報告書を閣議決定の後、現在開会中の第201国会に提出するとしている。しかし、批准の同意の有無について、審議が行われるかは未定である。

ハラスメント対策関連法の附帯決議は、条約支持とともに、「条約成立後は批准に向けた検討を行うこと」を求めており、国会においても十分な審議が行われることが望まれる。

## III. 連合の考え方と具体的な取り組み

連合は、ハラスメントのない社会の実現に向けて、日本政府に対して、ハラスメント行為そのものを禁止する規定を含めた対策のさらなる強化とともに、第190号条約の早期批准を求めていく。

また、ITUCと連携してキャンペーンを展開するとともに、国会審議に臨む連合フォーラム議員を後押しするため、連携団体との関係を強化し、世論喚起を含めた下記の取り組みを展開する。

### 1. 政府・政党、国会議員への働きかけ

#### (1) 要請行動

「2020年度連合の重点政策」にもとづく要請のタイミングなどを利用して、第190号条約の批准について、政府・政党等に要請行動を行う。

#### (2) 国会対策

##### ①連合フォーラム「政策勉強会（ハラスメント関連）」の開催

「連合フォーラム『政策勉強会（ハラスメント関連）』」を開催し、課題や論点等について共有化をはかる。

##### ②ILO活動推進議員連盟との連携

連合の考え方を説明し、課題や論点等について共有化をはかる。

### 2. 世論喚起

#### (1) シンポジウムの開催

2020年5月を目途に、構成組織・地方連合会、有識者・連携団体等を対象とするシンポジウムを開催し、意思統一をはかるとともに、アピールを採択し、組織内外に広く発信する。

#### (2) 有識者・連携団体との関係強化、メディア対策

前述のシンポジウムや「連合フォーラム『政策勉強会（ハラスメント関連）』」について、これまでと同様、構成組織・地方連合会のみならず、有識者・連携団体、マスコミ等にも広く参加を呼びかける。

また、連携団体が主催する集会等に積極的に参加して連合の取り組みをアピールする。加えて、メディア向けに勉強会等の開催や情報発信を行う。

#### (3) ITUCキャンペーンの取り組み

連合「男女平等月間」(6月)等を通じて、I T U Cの「暴力とハラスメントのない仕事の世界に向けて第190号条約の批准を」キャンペーンに取り組む。

### 3. 連合本部と構成組織・地方連合会との連携

#### (1) 連合本部

- ①連合「男女平等月間」(6月)の取り組みの一環として、構成組織・地方連合会に対して、学習会資料や器材(ポスター・チラシ・清刷り等)を提供する。
- ②構成組織・地方連合会からの要請にもとづき、学習会への講師派遣を行う。
- ③前述のシンポジウム等に関して、構成組織・地方連合会に対して、参加を呼びかける。

#### (2) 構成組織・地方連合会

- ①連合本部が提供する資料や器材を活用し、学習会等を開催する。
- ②連合本部が主催するシンポジウム等に参加する。
- ③地方連合会は、連合「男女平等月間」(6月)の取り組みを通じて、また、連合本部が作成する「地方のてびき」を活用して、地方自治体へのはたらきかけや世論喚起等を行う。

以 上